株式会社東急エージェンシー 〒105-0003 東京都港区西新橋 1 - 1 - 1 日比谷フォートタワー

2025年3月24日

独占禁止法違反事件における控訴の提起について

当社は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会におけるテストイベント計画 立案等業務委託契約等に関し、独占禁止法違反(不当な取引制限)の疑いがあるとして、公正 取引委員会から告発されるとともに東京地方検察庁より起訴され、東京地方裁判所にて本年3 月21日、第一審判決を言い渡されました。

本判決を不服として、当社は東京高等裁判所に控訴することといたしましたので、お知らせ いたします。

なお、控訴にあたっての当社コメントは別紙の通りです。

この件に関するお問い合わせ先 株式会社東急エージェンシー コーポレート本部 コーポレートブランディング局 広報部

Mail: kouhou@tokyu-agc.co.jp

【別紙】

(1) 当社が事実を認め、深く反省している点について

- ・ 当社は起訴事実のうち、一般競争入札が行われた「テストイベント計画立案等業務委 託契約」(以下「テスト計画業務」といいます)について、当初、組織委員会が「特 命随意契約」によって委託先を選定する方針であった頃に商談を行い、随意契約を前 提として当社が受託を希望する競技を伝達するなどのやり取りを行っていました。
- ・ ところが、組織委員会内部の事情により委託先の決定が「総合評価方式による一般競争入札」に変更された後も、当社から能動的に組織委員会や電通とのやり取りを断ち切らなかったこと、そのまま入札に参加したことについては、適切性を欠く点があったものとして反省しております。
- ・ 当時はこれら行為がいわゆる談合に当たるとの認識はありませんでしたが、この点について事後的に独占禁止法違反と評価されることを争わない方針です。このことは第一審の審理の中でも繰り返し表明しています。
- ・ この点について、当社は真摯に反省し、所要の再発防止策を講じています。コンプライアンス態勢については、独占禁止法はもとより、各種法令やルールの遵守の徹底を図るほか、万一の違反行為に対してこれまで以上に厳正に対処する態勢の強化により再発防止の徹底に努めております。
- ・ また、行政機関や公共性・公益性の高い組織や団体との取引に際し、独占禁止法違反 行為に及ぶことのないよう徹底すると共に、これに抵触すると考えられる働きかけや 要請を受けた場合、これを即座に強く拒絶することを会社の方針としており、社内で も繰り返し周知しております。

(2) 当社が上級審による判断を求める点について

- ・ 本事件は東京都が主導的役割を果たす組織委員会と、組織委員会のマーケティングパートナーである電通の主導により、組織委員会が大会成功のために競技に係る全業務を特命随意契約で発注することを想定していたところ、出向者を含む組織委員会幹部の意向により、途中からテスト計画業務が一般競争入札に変更されたものです。
- ・ 第一審判決の判旨では、テスト計画業務の入札段階(2018年2月頃から同年7月 頃までの間)において、「テストイベント実施等業務委託契約」(以下「テスト実施業 務」といいます)および「本大会運営等業務委託契約」(以下「本大会運営業務」と いいます)もテスト計画業務を受託した事業者に対して一体で委託される合意があっ た旨認定されております。

- ・ しかし実際には、当社においては、組織委員会等からいかなる形でも落札や発注を約束されたことはなく、テスト計画業務を落札すれば、そのままテスト実施業務および本大会運営業務も受注できるとの認識も全くありませんでした。さらに、度重なる調査・捜査によっても、当該合意等の存在を示す具体的な証拠は存在しておらず、第一審判決を精査しても、有罪認定を基礎付ける具体的な証拠は見当たりません。以上のことから、これら特命随意契約によってのちに当社が受託することになった業務(「テスト実施業務」および「本大会運営業務」)まで有罪と判断するには合理的な疑いがあると言わざるを得ません。
- ・ また、第一審判決は、テスト計画業務を受注すれば、その後のテスト実施業務および 本大会運営業務も受注できる可能性が高まる、との抽象的期待をもって合意と認定す るもので、「期待をしていたら有罪」「将来の準備をしていたら有罪」と評価するもの です。企業実務の現場を担ったことのある方ならおわかりの通り、企業は一つの業務 を起点として、その先の業務を継続して受注することへの期待を持って確実な履行体 制や提案責任を意識して競争に臨むものです。先行きが不確かであっても業務の受注 を視野に入れてビジネスを行うのは企業の経済活動として自然なことです。
- ・ 事後への期待や準備があったことをもって有罪との評価が行われることは、いたずら に有罪の幅を広げることとなり、これによって経済活動を委縮させ、国民経済の利益 に反する結果につながりかねないものであると危惧します。

(3) 結語

・ 前述の通り、当社は、反省すべき点を真摯に受け止め、再発防止に万全を尽くす所存です。しかしながら、一般競争入札によって受託した業務以外の、事後的な特命随意契約によって受託した業務までも含めて違法であり有罪とする、との第一審判決は事実認定と量刑のいずれにも誤りがあり、承服できません。

従って当社は東京高等裁判所による判断の是正を求めるものです。

以 上